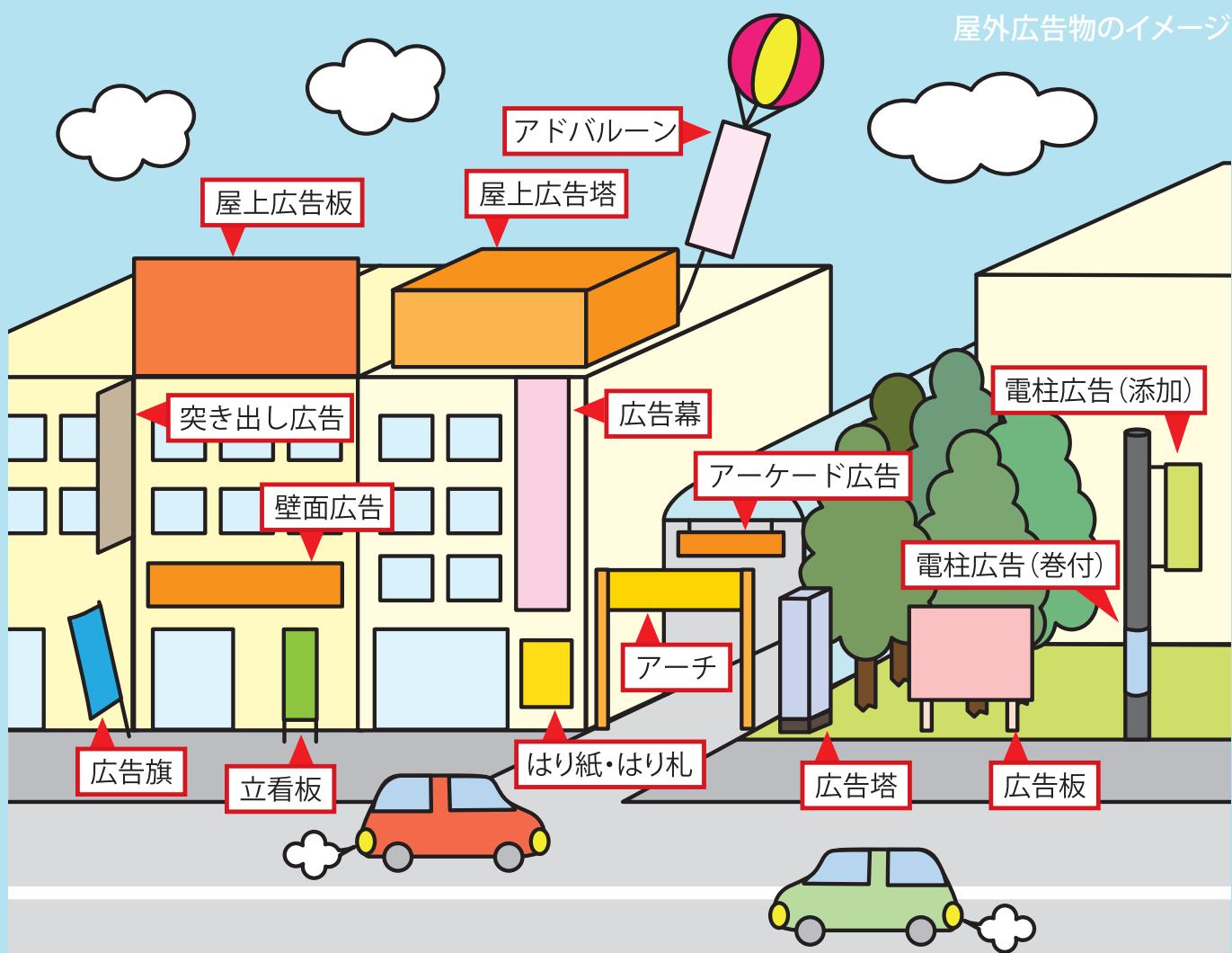


看板オーナーのみなさん

屋外広告物は 安全点検が必要です



屋外広告物のイメージ



高さ4メートルを超える屋外広告物は、有資格者による点検が必要です。
建築確認の必要な屋外広告物は、有資格者点検の対象となることがあります。
詳しくは、裏面を確認してください。



1 屋外広告物の管理義務・点検義務

- 愛知県屋外広告物条例では、屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の設置者、管理者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持すること、はり紙、はり札、広告旗等の一部の広告物を除き、本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けています（許可を得る必要のない屋外広告物も点検義務化の対象です）。
- 設置者・管理者は、店舗看板等の屋外広告物について、まずは日常点検を行ってください。日常点検は基本的に目視点検で結構ですが、劣化が認められる箇所については、実際に触れる等して、安全性を確認してください。
- また、定期的に広告物にぐらつきがないか等を点検し、必要に応じて専門業者に点検・補修を依頼し、看板等の事故防止を図ってください。

2 更新許可申請書への安全点検報告書の添付

- 市町村に屋外広告物更新許可申請をする際には、許可の満了の日前3月以内に屋外広告物安全点検を行い、報告書を作成し、申請書に添付しなければなりません。
- 報告書には、基礎部・上部構造の「ぐらつき」の有無を確認する等、遠方からの目視では確認できない点検項目がありますので、現場条件にあわせて適切に点検してください。

3 有資格者による安全点検の義務化

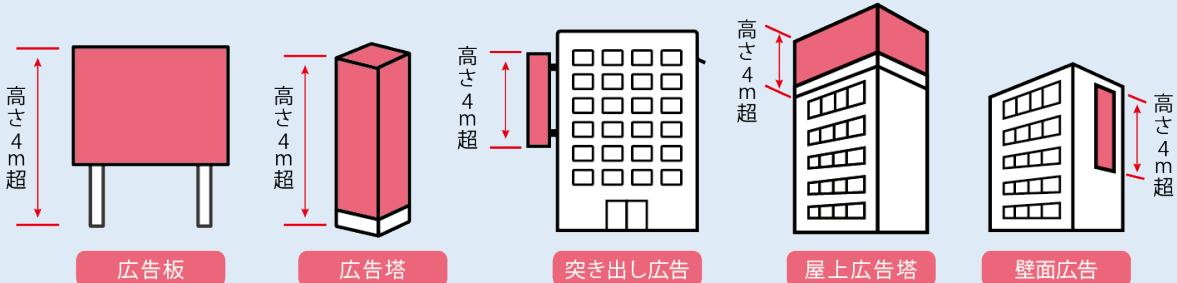
- 上記の更新許可申請にあたり、次の屋外広告物については、次の有資格者が安全点検を行い、報告書と点検者の資格証の写しを申請書に添付しなければなりません。

■ 対象広告物

次の広告物又は掲出物件で高さが4メートルを超えるもの

- 1 広告板、広告塔及びアーチ
- 2 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの
- 3 建築物又は工作物の壁面広告
(映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。)
- 4 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告
- 5 アーケード広告

《高さ4mを超える屋外広告物のイメージ図》



■ 有資格者

- 1 一級建築士、二級建築士
- 2 特定建築物調査員
- 3 屋外広告士
- 4 屋外広告物点検技能講習修了者

4 問合せ

- 詳しくは、広告物を設置しようとする市町村役場の担当課にお問合せください。
- 県条例は、政令指定都市（名古屋市）、中核市（豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市）の区域には適用されませんので、これらの区域内については、各市に確認してください。

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 景観グループ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai.html>

TEL:052-954-6612 / FAX:052-961-5022 / Mail:koen@pref.aichi.lg.jp